平成２４年（フ）第１６６号
青森県むつ市大字田名部字下道58―５、住民票上の住所青森県むつ市小川町２丁目５番15号
債務者　室館　靖志
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　　直
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
青森県つがる市木造鶴泊５番地２、住民票上の住所青森県つがる市木造鶴泊５番地１
債務者　佐倉順一郎
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７２８号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１30棟1009号
債務者　アイ・イシダこと　石田　宣雄
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神子　貴士
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
北九州市八幡西区千代５丁目５番７号
債務者　赤嶺　末生
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１号
奈良県吉野郡大淀町土田507―751、住民票上の住所三重県桑名市大字桑名628番地４
債務者　山下　義弘
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海　伸晃
4　破産債権の届出期間　平成24年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１９５号
福井市学園１丁目５番12号
債務者　髙橋　宗之
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　亨
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
北九州市八幡西区萩原２丁目４番３―705号
債務者　岩村　英二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地532
債務者　鎌下　秋夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　海雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５０８号
札幌市西区発寒11条２丁目７番18号　メゾンドリプレスファーストステージ102号
債務者　金澤　悦朗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
北海道苫小牧市元町３丁目６番９号
債務者　山田　邦夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９１号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
債務者　山下　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６９６号
東京都多摩市諏訪１丁目48番地の１ハイツニュータマA101
債務者　岩渕　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川健太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４２号
横浜市青葉区みたけ台39番地17
債務者　黒岩　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　　豊
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１３号
静岡県島田市祇園町8486番地の２
債務者　杉本　雄一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月12日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１５号
静岡県島田市祇園町8486番地の２
債務者　杉本　隆夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月12日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部